

## 第3部 計画の推進体制

# 推進体制

男女共同参画社会を実現するため、推進体制の充実を図ります。県の推進体制を整備するほか、ぐんま男女共同参画センターを拠点として、市町村、事業者及びNPO・ボランティア団体等様々な主体との協働の枠組みを構築し、総合的かつ効果的な取組を推進していきます。

## 1 県の推進体制

### (1) 群馬県男女共同参画推進協議会

知事を会長とし、庁議メンバーで構成される群馬県男女共同参画推進協議会で男女共同参画の推進に関する重要な施策について協議します。

### (2) 群馬県男女共同参画推進委員会

群馬県男女共同参画推進条例の規定に基づく県の附属機関で、有識者等で構成されます。県が実施する男女共同参画推進に関する施策及び重要事項を調査審議します。

### (3) 男女共同参画に関する意見の申出の受付

群馬県男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者の意見を受け付け、回答します。

また、意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認められるときは、群馬県男女共同参画推進委員会の意見を聴きます。

### (4) ぐんま男女共同参画センター

男女共同参画社会の推進に関わる県民の自主的な活動を支援する拠点施設として、男女共同参画に資する民間団体の活動支援、センター主催及び民間団体との協働による各種講座の実施、広報誌の発行や図書の貸出しなどによる情報の提供、調査事業などを行います。

### (5) 男女共同参画推進責任者

県の全所属に男女共同参画推進責任者を設置します。男女共同参画推進責任者は各所属が男女にとって働きやすい職場になるよう環境の改善に努めるとともに、所属が企画・実施する施策を男女共同参画推進の観点から点検します。

## 2 市町村との連携

市町村担当職員を対象とした研修・会議を実施するほか、男女共同参画の推進に関する情報の提供を行うことにより、市町村による男女共同参画行政の推進を支援します。男女共同参画基本計画が策定されていない市町村に、策定を働きかけます。

### 3 事業者・NPO・ボランティア団体等との連携、協働

#### (1) 事業所における男女共同参画推進員の設置

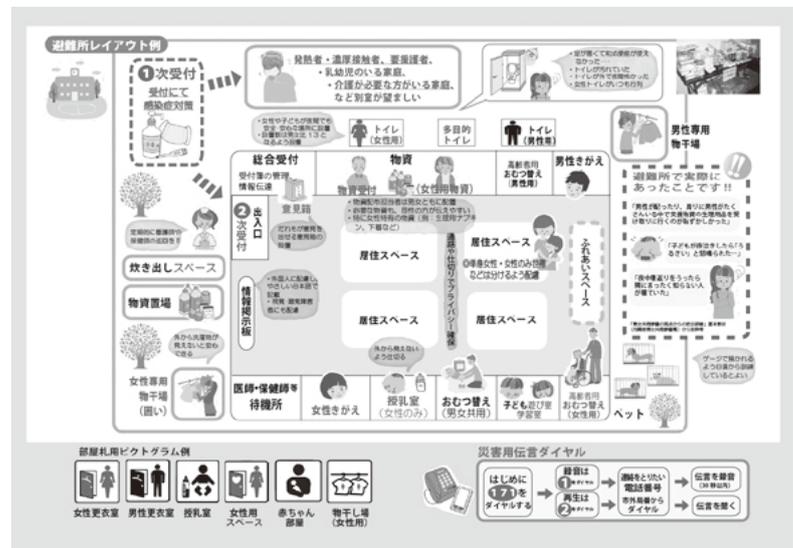
群馬県男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき事業者が設置する「男女共同参画推進員」に対し、研修、情報提供等を実施することにより、事業者の男女共同参画への取組を支援します。

#### (2) ぐんま女性活躍大応援団

女性活躍応援の趣旨に賛同する地域のあらゆる分野の団体や企業を登録団体とする「ぐんま女性活躍大応援団」を組織し、「女性が希望に応じ持てる能力を発揮し、あらゆる分野において活躍できる社会」の実現に向け、すべての女性の活躍を地域ぐるみで応援します。

#### (3) NPO・ボランティア団体等との協働

男女共同参画社会づくりを目的とするNPO、ボランティア団体等と協働しながら男女共同参画社会実現のための施策を推進します。



「防災ノート～男女共同参画の視点から～」  
(令和3年2月 ぐんま男女共同参画センターが群馬県女性団体連絡協議会と協働して作成)

### 4 計画の進行管理

毎年度、数値目標の達成状況を把握し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。